

成年後見制度の概要

1. 成年後見制度とは

成年後見制度とは、「認知症その他の精神上の障害により**判断能力が不十分な人**のために、家庭裁判所によって選ばれた**後見人**が、本人の財産の管理や身上保護などを行うことで、その保護を図り、権利を擁護する制度」です。

後見人は、本人を代理して法律行為を行ったり、また本人が締結した（本人にとって不利益となる）契約等を取り消したりすることで、本人の保護を図ります。

2. 成年後見制度と未成年後見制度

後見制度は大きくいて、「**成年後見制度**」と「**未成年後見制度**」の2つからなっています。

「成年後見制度」は、成年者（認知症や精神・知的障がい等により判断能力が不十分になった人）を対象とした制度です。

対して、「未成年後見制度」は、未成年者（親が死亡するなどして、親権を行う人がいなくなった子など）を対象とした制度です。

3. 法定後見制度と任意後見制度

成年後見制度は、「**法定後見制度**」と「**任意後見制度**」の2つに大きく分けることができます。

法定後見制度とは、本人の判断能力が不十分になった後に、家庭裁判所に後見開始の審判等を申立て、家庭裁判所によって選ばれた後見人が本人の支援を行うものです。後見人の権限や選任などは家庭裁判所が決定します。

他方、任意後見制度とは、本人の判断能力が不十分になる前に、信頼できる人と**任意後見契約**を結び、本人の判断能力が不十分になったときに、任意後見を開始させるものです。任意後見人の権限や選任などは本人がみずから決定します。

さらに、本人の基本的な人権や社会的権利が侵害されないように配慮し、法的に保護することによって、本人の権利を擁護します。

また法定後見制度は、本人の判断能力に応じて「**後見**」、「**保佐**」、「**補助**」の3つの類型に分かれています。

判断能力を常に欠いている人は「後見」、判断能力が著しく不十分な人は「保佐」、判断能力が不十分な人は「補助」が適用されます。

4. 後見人とは

後見人とは、精神上的障害により判断能力が不十分な人を、法的に支援し保護する人のことをいい「**法的な支援を行うこと**を通じて、**判断能力が不十分な人の生活を助け、また法的な保護とその権利の擁護を図るために、家庭裁判所から選任された人**」のことをいいます。

後見人は、家庭裁判所から付与された権限（代理権や取消権など）を用いて、本人の財産管理や身上保護に関する事務を行います。

具体的に言うと、後見人は、本人の金銭管理を行ったり、本人の施設入所・入退院の手続、介護保険サービスの申請や契約等の手続きなど、様々な諸手続や手配などを本人に代わって行うことで、本人の生活を支援します。

つまり後見人とは、本人の後ろだてとなって、本人に寄り添いながら、主に法的な支援を行うことを通じて、本人の生活を助け、法的な保護を図る人のことをいいます。

5. 成年後見人の種類

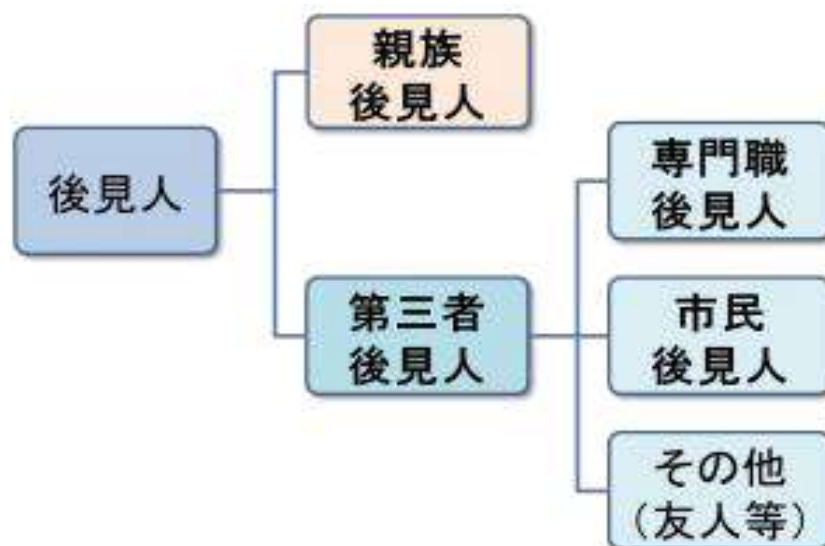
後見人にはいくつかの種類があり、「**成年後見人**」、「**未成年後見人**」、「**保佐人**」、「**補助人**」、「**任意後見人**」の5種類があります。

そしてこれらの後見人によって保護される人のことを、それぞれ「**成年被後見人**」、「**未成年被後見人**」、「**被保佐人**」、「**被補助人**」、「**本人**」と呼びます。

また「成年後見人」、「未成年後見人」、「保佐人」、「補助人」を総称して「**法定後見人**」と呼びます。

また一般に、後見人に選任された人の社会的属性によって、後見人を次のように呼びます。

- ・ **親族後見人**：本人の家族や身内などの親族が後見人に選任された場合
- ・ **第三者後見人**：親族以外の第三者が後見人に選任された場合
- ・ **専門職後見人**：専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士など）が後見人に選任された場合
- ・ **市民後見人**：一般の市民が後見人に選任された場合



後見人として複数の人が選任された場合（例えば、1人の本人に、2人以上の後見人がついた場合）、その後見のことを「複数後見」と呼びます。

また、後見人として法人が選任された場合、その後見のことを「法人後見」と呼びます。

6. 法定後見の3類型（後見・保佐・補助）

法定後見においては、事理弁識能力の減退の程度により、3つの類型のうちのいずれかが本人に適用されることとなります。

具体的には、

- ①「事理を弁識する能力を欠く常況にある者」は「後見」、
- ②「事理を弁識する能力が著しく不十分である者」は「保佐」、
- ③「事理を弁識する能力が不十分である者」は「補助」が適用されます。

そして後見の適用者は「成年被後見人」、保佐の適用者は「被保佐人」、補助の適用者は「被補助人」と呼びます。これらの人を総称して、「本人」と呼ぶこともあります。

「成年被後見人」、「被保佐人」、「被補助人」を保護する人を、それぞれ「成年後見人」、「保佐人」、「補助人」と呼びます。（以下、これらの人を総称して「成年後見人等」と呼びます。）

7. 成年後見制度の対象者

成年後見制度の対象となるのは、「①精神上的の障がい」により、「②事理を弁識する能力が低下している」人です。

なお、未成年者であっても、①と②の要件を満たしていれば、成年後見制度を利用できます。

「精神上的の障がい」とは、認知症、知的障がい、精神障がい、高次脳機能障がいなどが想定されています。

仮に本人に寝たきりなどの身体障がいがあっても、「精神上的の障がい」がなく、「事理を弁識する能力」を有している場合には、後見制度を利用することはできません。

また、ここでいう「事理を弁識する能力」（**事理弁識能力**）とは、自己の行為の結果について認識し、判断する精神的能力のことをいいます。

8. 法定後見の対象者の状態像と後見人の権限

法定後見における3類型の対象者の状態像としては、以下の表のようになります。

	後見	保佐	補助
保護する人	成年後見人	保佐人	補助人
本人	成年被後見人	被保佐人	被補助人
本人の 精神状態	事理を弁識する能力を 欠く常況	事理を弁識する能力が 著しく不十分な状態	事理を弁識する能力が 不十分な状態
具体的な 状況	自己の財産を管理・処分できない状態。つまり日常生活に必要な買い物なども自分ではほとんどできず、誰かに支援してもらう必要がある状態。	自己の財産を管理・処分するには、常に援助が必要な状態。つまり 日常的に必要な買い物程度は単独でできますが、重要な財産の管理・処分（不動産や自動車の売買、自宅の増改築、金銭の貸し借り等）は、自分一人では難しく、誰かの支援が必要な状態。	自己の財産を管理・処分するには援助が必要な場合がある状態。つまり 基本的には、財産の管理・処分は自分でできますが、失敗して損失を被る危険性が高いので、本人の利益のために誰かに支援してもらった方がよい状態。

法定後見における3類型の権限についてまとめると、以下の表のようになります。

		後見	保佐	補助
本人		成年被後見人	被保佐人	被補助人
本人の精神状態		事理を弁識する能力を欠く常況	事理を弁識する能力が著しく不十分な状態	事理を弁識する能力が不十分な状態
本人を保護する人		成年後見人	保佐人	補助人
後見人の権限	必ず付与される権限	財産管理、および財産に関する法律行為についての広範囲な代理権と取消権	民法13条1項所定の行為[5]に関する同意権と取消権	なし
	申立てによって付与される権限	なし	付与を申し立てた法律行為に関する代理権または同意権（取消権）	付与を申し立てた法律行為に関する代理権または同意権（取消権）
後見人を監督する人		成年後見監督人	保佐監督人	補助監督人

9. 後見監督人とは

後見監督人とは、「後見人が行う事務を監督するために、家庭裁判所によって選任された人」のことを言います。

家庭裁判所は、必要と認めるときは、後見監督人を選任して、後見人につけることができます。

選任された後見監督人は、後見人が行う事務の内容をチェックし、定期的に家庭裁判所に報告します。

後見監督人になるために特に資格などは必要なく、（欠格事由に該当しない限り）基本的に誰でもなることができます。

とはいえ、実際に後見監督人に選任されるのは、ほとんどが専門職（弁護士、司法書士等）または社協です。

法定後見においては、「未成年後見人」「成年後見人」「保佐人」「補助人」を監督する人を、それぞれ「**未成年後見監督人**」「**成年後見監督人**」「**保佐監督人**」「**補助監督人**」と呼びます。

（以下、成年後見監督人、保佐監督人、補助監督人を総称して「**後見監督人等**」と呼びます。）

他方、任意後見においては、「**任意後見人**」を監督する人を「**任意後見監督人**」と呼びます。

一般に、「後見監督人」（または単に「監督人」とも言う）という名称は、上記すべての監督人（成年後見監督人、未成年後見監督人、保佐監督人、補助監督人、任意後見監督人）をまとめて指す総称として用いられます。